

ご意見をお寄せください

パブリックコメントの実施

町では事業計画の策定などにあたり、より良い計画づくりのために、町民の皆さまからのご意見を募集しています。

作成した事業計画案を公表しますので、皆さまのご意見をぜひお聞かせください。

計画は、担当窓口、または町ホームページ http://www.town.yoshioka.gunma.jp/krashi/sankaku/pub_comment/ からご覧になれます。

▼閲覧・募集期間(開庁時間) 平成31年1月8日(火)～28日(月)

▼提出方法 町ホームページ掲載の用紙または任意の用紙に、住所・氏名・ご意見を記入し、郵送・FAX、または窓口へ持参してください。

※郵送の場合は、1月28日(月)当日消印有効

▼公募結果 意見募集結果の公表の際は、個人情報公表はしません。また、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

吉岡町男女共同参画基本計画(案)

町民一人ひとりが性別にとらわれることなく、より良い社会の構築を目的とした計画です。

いのちを支える吉岡町自殺対策行動計画(案)

自殺対策基本法に基づき、吉岡町の現状に応じた総合的な自殺対策の推進を図るために定める計画です。

▼提出・問い合わせ先

町民生活課 町民サービス室
〒370-1369-2

吉岡町下野田560番地

☎ 26・2244(直通)

FAX 54・8681

▼提出・問い合わせ先

健康福祉課 健康づくり室
〒370-1360-8

吉岡町下野田565番地

☎ 54・7744(直通)

FAX 54・7747



忘れずにお申し込みください

学童クラブ入所児童を募集(平成31年度)

▼対象 小学校1～6年生の児童で、両親や祖父母が仕事などにより、放課後家にいない

家庭の児童のみが対象です。

※申し込み人数が定員を超えた場合は、学年の低い児童や保育に欠けている度合いの高い児童を優先的に決定します。

▼申し込みに必要なもの

□入所申請書

□就労証明書(町内に祖父母が住んでいる場合は、祖父母

の就労証明書も必要)

いずれも1月4日(金)から配布します。社会福祉協議会または各学童クラブで受け取る

か、社会福祉協議会のホーム

ページからダウンロードしてください。

▼申し込み先

新規入所希望児童

社会福祉協議会へ提出

※月～土の8:30～17:15

現在入所している児童

各学童クラブ

▼申込期間

平成31年1月4日(金)～17日(木)

▼問い合わせ先

社会福祉協議会

☎ 54・3930

URL <http://www.yoshioka-shakyo.jp/>

▼勤務内容

学童クラブでの児童の保育(補助員)

▼勤務時間 1日3時間以内(土曜日、長期休暇などは1日5時間以内)

▼応募資格 子育て経験のある人(保育士・幼稚園教諭・教員免許など保持者歓迎)

▼賃金 時給1,000円

▼募集人数 若干名

▼応募方法 社会福祉協議会へ連絡の上、履歴書を持参してください。



学童クラブ臨時職員の募集

- ▼勤務内容 学童クラブでの児童の保育(補助員)
- ▼勤務時間 1日3時間以内(土曜日、長期休暇などは1日5時間以内)
- ▼応募資格 子育て経験のある人(保育士・幼稚園教諭・教員免許など保持者歓迎)
- ▼賃金 時給1,000円
- ▼募集人数 若干名
- ▼応募方法 社会福祉協議会へ連絡の上、履歴書を持参してください。
- ▼応募締め切り 平成31年1月31日(木)
- ▼問い合わせ先 社会福祉協議会
- ☎ 54・3930

今月の納税

介護保険料
後期高齢者医療保険料 ……6期

納期限 1月4日(金)

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料 ……7期

納期限 1月31日(木)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

安心・安全なまちづくり

災害協定を締結

町と株式会社エーコープ関東は、災害時における応急生活物資供給等に関する協定と、災害時等における施設利用の協力に関する協定の2つを締結しました。協定の内容は、食料・飲料水および生活必需物資や避難場所の提供についてです。

今後も町では、安心・安全な町づくりに努めます。



11月8日(土)の締結式



在宅で介護をしている人は申請を

在宅ねたきり老人等介護慰労金



▼対象 平成31年1月1日を基準日として、①②④をすべて満たす老人などを1年以上継続して介護する人に支給します。ただし、介護する人が2人以上の場合は、主として介護する人が対象です。

①町内に1年以上住所を有し、満65歳以上であること
②要介護1～5の認定を受けている人、または在宅でねたきりの人
③施設(有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、ケア

ハウスなどを含む)入所者でないこと
④短期入所・入院などの場合は、在宅生活を離れた期間が100日を超えていないこと
▼申請期間
平成31年1月11日(金)～31日(木)
▼必要なもの □印鑑
□振込先金融機関の通帳
▼支給決定 町で定めた基準により調査し、後日通知します。
▼提出問い合わせ先
健康福祉課 高齢福祉室
☎26・2247(直通)

もしものときに備えて

自宅の耐震診断

木造住宅耐震診断者を派遣



木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者(一般社団法人群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者)を派遣します。

※耐震診断費は無料ですが、診断者の交通費などは自己負担となります。

▼該当する建物

①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のもの
②平屋建て・2階建てのもの
③在来軸組構造によるもの

▼条件

該当建築物(貸家を除く)を所有し、居住している人で、町税の滞納がないこと。

▼募集戸数

3戸(先着順、定数になり次第締め切ります。)

▼申し込み締め切り

平成31年1月31日(木)

※診断日程は申し込みの翌月に調整します。

▼申し込み方法

都市建設室窓口で事前相談後、左記の必要書類を提出してください。事前相談の際に、建築物が派遣事業の対象かどうかを確認します。

※住宅の建築年や構造を調べておいてください。申請書は都市建設室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

▼必要書類

①木造住宅耐震診断者派遣申請書(※印鑑が必要)
②居住していることが証明できるもの(保険証・運転免許証などの写し)
③町税の完納証明書
④対象住宅の固定資産税評価額証明書
⑤建築確認書・案内図・現況写真(2面以上)

※③④は証明手数料が300円
※⑤がない場合、調査用図面作成費用として別途10,000円がかかります。

▼問い合わせ先

産業建設課 都市建設室
☎26・2278(直通)

地方自治へのご尽力に感謝

町政功労で岸議員・小池議員を表彰



吉岡町町政功労者等表彰規程に基づく表彰式が12月3日に挙行され、岸祐次議員と小池春雄議員が表彰されました。この表彰は、11年以上町議会議員の職にあり、地方自治

に尽力され、功績顕著な人を表彰するものです。

▼問い合わせ先

総務政策課 庶務行政室
☎26・2240(直通)

1月31日(木)
締め切り(必着)

吉岡町「まち自慢」フォトコンテスト

テーマ **まち自慢**

～吉岡町の魅力再発見～

自然、名所などの風景や各種イベント、日常の何気ない一枚など、「まちの魅力」を表現した写真を募集しています。



応募資格 アマチュアの人※住所は問いません。

作品の要件 ●平成28年1月以降に応募者本人が町内で撮影した未発表の自作品(1人1点まで)。

●カラープリント
(単写真のみ可、組み写真は不可)の六つ切りまたはA4サイズ。

応募方法 規定の応募票を作品裏面に貼付し、郵送または政策室へ持参してください。応募票は政策室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

賞 最優秀賞1点、優秀賞2点、入賞5点を予定
※応募者全員に、参加賞の進呈を検討しています。

●詳しくは、町ホームページまたは政策室窓口で配布している実施要領をご覧ください。

問い合わせ先 総務政策課 政策室 ☎26-2241(直通)

報酬額見直しのため委員を公募します

吉岡町特別職報酬等審議会



特別職報酬等審議会は、町長から意見を求められ、公平・公正な立場から特別職の報酬額などを審議する機関です。

▼応募要件(すべてに該当する人)

- ① 地方公務員法第16条欠格条項に該当しない人
- ② 町に住所を有し、昭和23年4月2日から平成10年4月1日生まれの人

▼募集人数 2人

▼任期

委嘱日から平成31年3月末日まで

▼会議の開催 1回程度

▼報酬 1回4,400円

▼申し込み方法 申込書に必

要事項を記入して提出(郵送・メール・FAX可)。

※申込書は総務政策課窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

▼締め切り 1月18日(金)

▼選考方法 原則書類選考

▼申し込み・問い合わせ先

〒370-1369

吉岡町下野田560番地

総務政策課 庶務行政室

☎26・2240(直通)

FAX 54・8681

☒syomugs@town.yoshioka.

gunma.jp

自社PRのために広告を載せませんか？

バナー広告掲載企業の募集

詳しくはこちら



▼掲載場所

町ホームページのトップページ

▼規格

縦50ピクセル×横150ピクセル

▼問い合わせ先

総務政策課 庶務行政室

☎26・2240(直通)

●町内に事業所がある場合

2,000円/1ヵ月

●町外に事業所がある場合

3,000円/1ヵ月